

佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月二十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第七十七号

佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則

佐賀県公有財産規則（昭和四十年佐賀県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の表中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とするための土地及びその従物の貸付け	二十年
---	-----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。